

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援するため「小学校休業等対応助成金・支援金」制度が設けられております。当初は昨年未までが対象でしたが、休暇の取得の対象期間が令和4年3月31日まで延長となりました。

1. 小学校休業等対応助成金の申請受付

① 申請先

(本社所在地を管轄する)都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

原則、郵送申請のみとなっております。

② 対象期間・申請期限

休暇の取得期間に応じて下表の通り申請期限が異なります。ご注意ください。

対象となる休暇の取得期間	申請期限
令和3年11月1日～令和3年12月31日	令和4年2月28日(月)必着
令和4年1月1日～令和4年3月31日	令和4年5月31日(火)必着

※申請様式も休暇取得期間に応じて分かれておりますのでご注意ください。

※申請様式は、雇用保険被保険者と被保険者以外で分かれています。

※実際に期限までに労働局に書類が到達している必要があります(消印ではダメです)

<小学校休業等対応助成金の概要>

●支給対象者

・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた事業主

なお、従業員の同意を得て事後的に欠勤や年次有給休暇を特別休暇に振り替えた場合も対象となります。

●対象となる子ども

① 新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども

② i)～iii)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども

i)新型コロナウイルスに感染した子ども

ii)新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱等風邪症状あり/濃厚接触者)

iii)医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

<臨時休業等とは？>

新型コロナ対応で休校等した場合のほか、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合も含まれます。

<小学校等とは？>

小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等(障害のある子どもは、中学校、高校など含みます)

●支給額

- ・ 労働者を雇用する事業主の方:休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10
ただし、表の通り上限額が設定されております。

対象となる休暇取得期間	日額上限額
令和3年11月1日～令和3年12月31日	13,500 円
令和4年1月1日～令和4年2月28日	11,000 円
令和4年3月1日～令和4年3月31日	9,000 円
緊急事態宣言またはまん延防止重点措置が休暇を取らせた期間内に1日でもあった(上記が適用されている都道府県に事業所のある企業)	15,000 円

●利用の注意点

1. 臨時休業の場合、元々学校がお休みだった日(例えば日曜日や春休み)の日に特別休暇を取らせても、助成金の対象外です。
2. **子どもがコロナ陽性、風邪症状または濃厚接触者になる**などで保護者の看護が必要なため特別休暇を取らせた場合は、学校が元々お休みの日でも**助成金の対象**になります。
3. 実際に休校になっていない、利用を控える要請などはないものの、感染が拡大した、まん延防止措置や緊急事態宣言が出た等の理由により自主判断で学校等を休ませた日に対する特別休暇は対象外です。
4. 労働者が「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」に相談し、窓口からまたは窓口の助言を受けた労働者からの要請に会社が応じて制度利用・申請する場合は、提出期限が6月末までになります。
5. 「小学校休業等対応支援金」は、個人事業主の方が同様の理由により請け負い契約等した仕事ができなかった場合に支援金を受け取ることができる制度です。(日額は、助成金の半分までが上限)
法人の役員や従業員は対象外の制度です。